提出資料に係る記入上の注意点

１．第１表

（１）許可病床数等及び１日平均入院患者数〔(8)-1〕

　　　　「稼動病床数」欄については、許可病床数（医療法第７条の規定に基づき許可を受けた病床数）から当該年度の４月１日現在で過去１年間、患者の収容を行っていない病床数を除いた実稼動病床数を記入すること。

（２）診療科名〔(10)〕

開設許可を受けたもの、又は変更届により届け出ているものと同一の診療科目を記入すること。

（３）１日平均外来患者数〔(11)〕

　　　　「１日平均外来患者数」欄については、前年度の各診療科別の外来患者延数を実外来診療日数で除した数を記入すること。

・外来患者延数とは、前年度における毎日の新来、再来、往診、巡回診療、健康診断、人間ドック及び通院リハビリテーション等の数を合計したものをいい、市町村から受託した予防接種は外来患者数に含めない。なお、医師による包括的なリハビリテーションの指示が行われた通院リハビリテーション患者については、実施計画の立案日等、医師による外来診察が行われた日を除き、これを外来患者数に含めないことができる。

・同一患者が２以上の診療科で診察を受けた場合は、それぞれの診療科での診療録の有無にかかわらず、それぞれの診療科に計上すること。

・入院中の患者が他の診療科で診察を受け、その診療科で診療録が作成された場合は、その診療科の外来患者として計上すること。

・健康診断を２以上の診療科において受けた場合は、外来患者を１として計上すること。

２．第３表（病院自主点検表）

・第３表エクセルシートの作成要領や記入例、高崎市医療機関立入検査要綱を参考に、記入すること。

３．第５表

（１）医師・歯科医師〔(1)〕

　　　・労働（勤務）条件が常勤であっても、就業規則上の勤務時間を満たしていない者は非常勤として取扱うこと。

　　　・他に勤務先がある場合は、「他の勤務先名及び所在地」欄、及び「他の勤務先における勤務日及び勤務時間」欄を必ず記入すること。

（２）医師・歯科医師以外の医療従事者【看護師、准看護師、薬剤師、栄養士、等】

　　　・休職者及び産休・育休者は、期間も含めその旨を備考欄に記入すること。

　　　・准看護師から正看護師になった者は、その旨を備考欄に記入すること。

　　　・婚姻等により氏名に変更があった者は、その旨を備考欄に記入すること。

　　　・非常勤者は、勤務日及び勤務時間を必ず記入すること。（医師、歯科医師、看護師、准看護師、助産師、薬剤師、栄養士、歯科衛生士及び看護補助者に限る。）

（３）看護補助者〔(14)〕

　　　　療養病床及び精神病床に勤務している者のみ記入すること。

（４）その他留意事項

　　　　派遣労働者については、紹介予定派遣（※１）のみ従事者数に算入（記入）して差し支えない。業務請負や委託と異なるので混同しないこと。（請負労働者やボランティアは従事者数に算入できない。）

　　※１　派遣先企業等において一定期間就労した後、その企業等と派遣された労働者双方が合意した場合に正社員や契約社員などの直接雇用形態に切りかえることを前提として行われる労働者派遣。

上記１から３は、記入に際し特に注意を要する項目のみ抜粋しています。

実際の記入にあたっては、高崎市のホームページからダウンロードできる**「高崎市医療機関立入検査要綱」**をご確認の上、誤り等がないようご注意願います。